主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告理由第一点及び第三点について。

しかし、本件賃貸借が所論のように解除されたということは、原審において上告 人の主張しなかつたところであるから、賃貸借の解除による消滅を前提とする所論 はすべて採用できない。

同第二点について。

しかし、原判決の認めた賃貸借の目的部分が賃借人に引き渡された事実は、被上告人が主張しているところと認め得る(被上告人は第一審において賃借人たる上告人Aに対し右部分の明渡を求めている。)し、原判決は証拠によつて右引渡の事実を認定しているのであるから、所論は採用できない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野		健